

プライバシーマーク付与適格性審査業務に係る秘密保持に関する規約

保健医療福祉分野のプライバシーマーク付与適格性審査（以下「付与適格性審査」という。）を申請する事業者及び付与適格性の認否の決定を受けた事業者（以下「甲」という）が、一般財団法人医療情報システム開発センター（以下「乙」という）に開示する情報について、以下の通り取り扱うことを約する。

（秘密情報）

- 第1条 本規約において秘密情報とは、乙が審査業務を行うにあたり、甲が乙に書面又は口頭その他の方法により開示する技術上、営業上、その他一切の情報をいう。
- 2 前項の規定にかかわらず、乙が保有する次の各号のいずれかに該当する情報は秘密情報には含まれない。
- 一 秘密保持義務を負うことなくすでに保有している情報
 - 二 秘密保持義務を負うことなく第三者から正当に入手した情報
 - 三 開示を受けたとき公知であった情報
 - 四 開示を受けた後、自己の責めに帰し得ない事由により公知となった情報

（秘密情報の開示に関する誠実義務）

- 第2条 甲が乙に開示する秘密情報には、虚偽がないものとする。

（秘密情報の取扱）

- 第3条 乙は、秘密情報を善良なる管理者としての注意義務をもって保管・管理する。
- 2 付与適格性審査に係る審査の一部を、乙が契約する審査員（以下、「審査員」という。）に行わせる場合、乙は審査員に本規約と同等の秘密保持義務を負わせ、これを遵守させる義務を負う。
- 3 乙は、秘密情報を審査業務のためにのみ利用し、それ以外の目的には利用しない。
- 4 乙は、甲から提供を受けた紙、FD、CDその他の媒体で秘密情報を記録したもの（以下「秘密情報媒体」という。）を、必要な範囲を超えて複製しない。ただし、法令に基づく場合及び乙を特定することが不可能な状態に加工した上で、ヒアリング等の審査を円滑に行うために必要最小限の範囲で複製する場合を除く。

（審査業務の委託）

- 第4条 乙は、秘密情報の保管、廃棄又は移送等を委託する場合には、当該委託先との間で本規約と同等の秘密保持義務を負わせ、これを遵守させる義務を負う。

（第三者提供の禁止）

- 第5条 乙は、甲の書面による同意がある場合を除き、秘密情報を第三者に提供してはならない。ただし次のいずれかに該当する場合はこの限りではない。
- 一 法令に基づく場合
 - 二 甲がプライバシーマーク付与契約の更新にあたって、乙とは異なる指定機関に更新を申請して受理されたため、乙が秘密情報媒体を当該指定機関に移管する場合
 - 三 秘密情報の取扱いの一部を委託する場合

（返還又は廃棄）

- 第6条 乙は、次の各号のいずれかに該当する場合、乙の定めるところにより秘密情報媒体を廃棄する。ただし、あらかじめ甲が秘密情報媒体の返還を求めているときはこの限りではない。
- 一 甲のプライバシーマーク付与の有効期間が終了した場合
 - 二 甲が付与適格性審査の申請を取下げた場合
 - 三 甲が付与適格性審査の打切りの措置を受けた場合
 - 四 甲がプライバシーマーク付与の取消しを受けた場合
- 2 前項の規定により甲が秘密情報媒体を返還するときの費用は、乙の負担とする。

（有効期間）

- 第7条 本規約の秘密保持義務は、甲が付与契約を更新せず当該付与契約の有効期間を終了したとき又は第6条第1項第二号から第四号のいずれかに該当する事項が発生したときから2年後に消滅する。

- 2 前項の規定にかかわらず、甲は、秘密情報を取扱わせる従業者（審査員を含む）に対し、その職を離れた後も審査業務を行うにあたって知り得た秘密情報を開示しない義務を負わせなければならない。

（管轄裁判所）

第8条 本規約に関する紛争については、乙の住所を管轄とする地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

（規約の改正）

第9条 本規約は、乙の審議を経て改正し、乙のウェブサイトにて改正内容及び施行目を公表する。

2 施行日以後は、甲にも改正後の本規約が適用される。

附則

1. 本規約は、平成20年9月1日より施行する。
本規約は、平成23年4月1日より施行する。
2. 本規約は、乙から付与適格性審査を受けた者及び乙に付与適格性審査を申請して施行日より前に受理された者にも適用する。

以 上